

平成13年度実績評価書要旨

(評価対象期間 :平成13年7月～14年6月)

平成14年12月

金融庁

1 実績評価の実施に当たって

(1)政策評価の意義等

わが国の行政については、国民に対する説明責任を徹底することによって、行政の透明性を確保し国民の信頼を向上させることが求められています。また、政府の行政活動の範囲について重点化・適正化するとともに国民が求める質の高い行政サービスを効果的・効率的に提供すること、さらに国民に対して実際にどのような成果がもたらされたかを重視するという成果重視の行政へ転換することも求められています。

このような観点を踏まえ、わが国においては平成13年1月の中央省庁等再編に併せ、政策評価制度が全政府的に導入されました。また、14年4月には「行政機関が行う政策の評価に関する法律」が施行され、法律に基づく政策評価がスタートしました。

金融庁においては、政策評価における政府全体の動きに併せて、平成13年3月には、金融庁として政策評価の実施に関する方針などを規定した「金融庁における政策評価の実施要領」を策定するとともに、13年10月には政策目標の単年度計画である「平成13事務年度の政策評価の運営方針」を策定し、13事務年度において26の政策について評価を実施することとしました。また、平成14年4月の法律の施行に伴い、13年に策定した「金融庁における政策評価の実施要領」及び「平成13事務年度の政策評価の運営方針」について内容を承継・拡充し、それぞれ当該法律に基づくものとして「金融庁における政策評価に関する基本計画」及び「事後評価の実施計画」を新たに策定しました。このほか、14事務年度の単年度計画である「事後評価の実施計画」は14年8月に策定しているところです。（これまでの取組みについては、「参考資料1」参照。）

（注）金融庁における「事務年度」とは、7月～翌年6月の期間です。

今般、平成13事務年度における「事後評価の実施計画」の計画期間が14年6月末で終了したことから、当該26の政策について政策評価を実施しました。

なお、金融庁としては、法律の趣旨を踏まえ、政策評価の実施を通じて金融庁が行う政策の目的、効果等を国民に説明することにより、金融行政の透明性を確保するとともに金融行政に対する国民の信頼性の向上を図ることとしています。また、政策評価の結果を今後の政策に反映させることにより行政の質や効率性を高めるとともに、政策評価を通じて職員の意識改革を進め国民的視点に立った成果重視の金融行政を実現することを目指しています。

(2)実績評価の実施に当たっての考え方等

平成13事務年度における実績評価の実施に当たっては、法律において示されている政策や業務の必要性（達成目標の実現が、国民や社会ニーズに照らしてどのような意義

を持つのか)、有効性(業務の実施が政策目標の達成に寄与しているか、期待される効果が得られているか)、効率性(業務に投入した資源量が達成目標の実現にとって効率的であったか)の観点から評価を行うこととしました。

また、実績評価書の記載に当たっては、政策の目的、効果等について可能な限り定量的かつ客観的な記述となるよう努めつつ、以下の項目に分けて説明を行いました。

政策の目標

年度当初に設定した政策目標の内容のほか、政策の意義や必要性などについて説明しました。

現状分析及び外部要因

経済社会情勢の分析や外部要因などについて、客観的な統計データを交えつつ説明しました。また、これまでの金融庁の取組みについても説明しました。

事務運営についての報告及び評価

13 事務年度において政策の達成に向けて行った業務(取組み)内容を説明しました。また、業務内容の説明とは別に、可能な限り取組みの成果(アウトカム)について分析し、評価するよう努めました。なお、説明や分析に当たっては可能な限り指標を用いました。

今後の課題

当該政策についての今後の課題や取組み方針を説明しました。

当該政策に係る端的な結論

本政策評価が国民に分かりやすいものとなるよう、取組みの成果が上がっているかどうか、また今後の取組み方針について端的な結論を記載しました。

なお、端的な結論の記述に当たっては、次頁の基本類型を参考にしつつ、各政策の状況を踏まえ必要に応じて補足説明を加えました。

| 当該政策に係る端的な結論の基本類型 | |
|------------------------|--|
| 13 事務年度で政策の主な施策が終了するもの | 政策は達成された。 |
| | 政策は達成されなかった。 |
| 14 事務年度以降も政策が継続するもの | 現時点で成果の発現が予定されるもの |
| | 政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく。 |
| | 政策の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う。 |
| | 政策の達成に向けて成果は上がっておらず、取組みの見直し等を行う。 |
| 現時点で成果の発現が予定されないもの | 現時点では成果の発現は予定されていないが、政策の達成に向け業務は適切に実施されており、引き続きこれまでの取組みを行う。 |
| | 現時点では成果の発現は予定されていないが、業務の実施状況や環境の変化等を踏まえ、取組みの充実や改善を行う。 |

学識経験者の知見の活用

各政策の評価に当たり「政策評価に関する有識者会議」(後述参照)での意見を参考としました。なお、今後の政策評価に向けての意見についてはその旨を記載しました。

注記(政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等)

評価に当たったの政策効果把握方法や評価に当たって使用した資料等を記載しました。

なお、客観性の確保、多様な意見の反映等を図るため、政策評価や金融庁所管の政策について知見を有する学識経験者をメンバーとする「政策評価に関する有識者会議」を開催し、ご意見を伺い、実績評価書の作成に際し参考とさせていただきました。(メンバーについては、「参考資料 2」参照。)

(参考資料1) 金融庁における政策評価への取組み

| | 政府全体の動き | 金融庁の動き |
|-------|--|---|
| 13年1月 | <ul style="list-style-type: none"> ・中央省庁等改革に合わせて政策評価制度導入 ・「政策評価に関する標準的ガイドライン（政策評価各府省連絡会議了承）」策定 | |
| 3月 | | <ul style="list-style-type: none"> ・「金融庁における政策評価の実施要領」策定（13年3月28日） |
| 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ・「行政機関が行う政策評価に関する法律」制定（13年法律第86号） | |
| 10月 | | <ul style="list-style-type: none"> ・「平成13事務年度の政策評価の運営方針」策定（13年10月31日） |
| 12月 | <ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価に関する基本方針」制定（13年12月閣議決定） | |
| 14年4月 | <ul style="list-style-type: none"> ・「行政機関が行う政策評価に関する法律」施行（13年法律第86号） ・「行政評価等プログラム」策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」策定（14年4月1日） ・「事後評価の実施計画」（計画期間14年4月～6月末）策定（14年4月1日） |
| 8月 | | <ul style="list-style-type: none"> ・「事後評価の実施計画」（計画期間14年7月～15年6月末）策定（14年8月6日） |
| 12月 | | <ul style="list-style-type: none"> ・政策評価（平成13事務年度の実績評価）を実施、評価結果の公表 |

(参考資料 2)

政策評価に関する有識者会議メンバー

平成 14 年 10 月 1 日現在

| | | | |
|-----|-----|-----|-------------------|
| | 翁 | 百 合 | (株)日本総合研究所主席研究員 |
| 座 長 | 片 田 | 哲 也 | (株)小松製作所取締役相談役 |
| | 神 作 | 裕 之 | 学習院大学法学部教授 |
| | 関 | 哲 夫 | 新日本製鐵(株)代表取締役副社長 |
| | 田 辺 | 国 昭 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授 |
| | 富 田 | 俊 基 | (株)野村総合研究所研究理事 |
| | 吉 野 | 直 行 | 慶應義塾大学経済学部教授 |

(計 7 名)

(敬称略・五十音順)

2 各政策の評価結果

政策 1 - 1 金融機関の不良債権処理の推進等

1. 政策の目標

不良債権処理を強化するとともに、金融の活性化を図るため、「緊急経済対策（平成 13 年 4 月 6 日閣議決定）」、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針（いわゆる「骨太の方針」13 年 6 月 26 日閣議決定）」、「改革工程表」及び「改革先行プログラム」に盛り込まれた債務者に注目した特別検査の導入等の各種施策を緊急に実施する。また、公的資金による資本注入を受けた銀行について経営健全化計画のフォローアップを行なう。

（説明）

金融機関の抱える不良債権の最終処理は、金融機関の収益力の改善や新たな融資への対応力を向上させるとともに、貸出先企業の再建と整理の過程で、採算部門と不採算部門とを切り分け、採算部門の迅速な再建を図ることを通じ、新たな成長分野への資金の移動を促すことにつながるものです。

2. 平成 13 事務年度における事務運営についての評価

（1）不良債権の洗い出し

14 年 3 月期の全国銀行の金融再生法開示債権残高は 43.2 兆円と、13 年 3 月末に比べ 9.6 兆円増加しました。また、14 年 3 月期の主要行の金融再生法開示債権残高は 26.8 兆円と、13 年 3 月末に比べ 8.8 兆円増加しました。

これは、オフバランス化が進む一方、厳しい経済状況の下、特別検査の実施等によって、不良債権の洗い出しを行ったことなどによるものです。

なお、不良債権の処理を的確に進めるためには、金融機関において資産の厳格な自己査定がなされることが不可欠の前提となります。従って、引き続き検査や監督を通じて、金融機関に対し厳格な自己査定への自覚を促していくことが必要であると考えています。

（2）不良債権処理の促進

平成 14 年 3 月期における主要行の破綻懸念先以下債権の処理状況をみると、2 営業年度以内にオフバランス化すべき 12 年 9 月末時点の残高 12.7 兆円については、14 年 3 月末までの 1 年半で 6 割強の減少、翌営業年度から 3 営業年度以内にオフバランス化すべき新規発生分については、14 年 3 月末までの間に、12 年度下期の 3.4 兆円はほぼ半減し、13 年度上期の 3.0 兆円は約 3 分の 2 に減少しており、ルールに沿った迅速なオフバランス化が進められています。

（3）RCC の機能拡充

RCC の機能拡充は、銀行による不良債権のオフバランス化の確実な実現を図るた

めに行われておりますが、その実績を見ると、以下のように、平成14年1月以降、期間の経過とともに伸びてきております。

不良債権の買取り

平成14年1月から6月末までの間で債権元本額で合計3,966億円の買取でしたが、9月末までの3ヶ月間でさらに5,202億円を買取りました。

企業再生に向けた取組み

再生手続を実施した件数は、平成14年6月末までの間では15件でしたが、9月末では87件に達しました。9月末ではさらに約120件が検討中となっています。

また、RCCは民間の企業再建ファンド等との連携強化を進めています。

処分方法の多様化

平成14年1月から14年6月末までの間では債権元本額で1,904億円の売却でしたが、9月末までの3ヶ月間ではさらに1,287億円の債権を売却しました。

なお、平成14年1月から9月末までの間では、信託機能の活用により、3件、債権元本額2,264億円の不良債権を引き受けました。

(4) 企業再建の枠組みの整備

私的整理については、金融庁の働きかけを受けて、金融界及び産業界の代表、学識経験者、企業再生の実務家等の幅広い関係者で構成された研究会が発足し、実務的・専門的な議論を経て、平成13年9月にガイドラインを策定し、公表しました。本ガイドラインは、企業の私的整理に関する産業界・金融界の経営者間の一般的なコンセンサスであり、金融機関、企業及びその他の利害関係人によって、自発的に尊重され遵守されることが期待されております。

また、企業再建のためのファンドについては、日本政策投資銀行において、投融資指針を定め、説明会を開催して関係者に周知した上、具体的な出資を進めています。

このように、平成13年度においては、不良債権の判定基準の厳格化、厳格な検査の実施等により、不良債権が洗い出された上、主要行により迅速なオフバランス化が行われているものと考えられます。

また、RCCの機能拡充等は、こうしたオフバランス化の確実な実現を図るために行われたものですが、実績をみると不良債権の買取りや企業再生の実績は次第に伸びてきています。

3. 今後の課題

日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を作るためには、まず、主要行の不良債権問題を解決する必要があります。

4．当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、厳しい経済情勢は不良債権の新規発生につながっております。日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を作るため、まず、主要行の不良債権問題を解決し、構造改革を支えるより強固な金融システムの構築を目指してまいります。

政策 1 - 2 銀行等の株式保有制限に関する制度整備等

1. 政策の目標

銀行等の株式保有額を銀行等のリスク管理能力の範囲内に制限するための制度整備を行うとともに、銀行等の株式放出を円滑に進めるため株式買取りスキームを創設する。

(説明)

我が国の銀行等は相当程度の株式を保有しているため、株価の変動が銀行等の財務面の健全性に影響を与え、ひいては銀行等に対する信認や金融システムの安全性に影響を与えかねません。このため、銀行等の株式保有を制限し、適正な規模に縮減していく必要があります。

一方、銀行等が一定期間に相当程度の株式を処分することになれば、短期的には株式市場の需給等を通じ、金融システムの安定性や経済全般に好ましくない影響を与える可能性があります。このため、銀行等の株式処分が円滑に進められるよう、市場売却を補完するセーフティネットを整備する必要があります。

2. 平成 13 事務年度における事務運営についての評価

平成 13 事務年度において「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」及び所要の政省令等が制定され、株式保有制限については、平成 16 年 9 月末より適用されることとなりました。また、銀行等保有株式取得機構は平成 14 年 1 月 30 日に設立され、現在、銀行等からの株式買取り業務を行っているところです。

銀行等保有株式取得機構の買取りについては、日本銀行による株式買入と比較しても、銀行等 127 行庫が保有している株式のうち、国内上場株式又は店頭登録株式であって、B B B マイナス格相当以上の格付けを取得している企業(無格付であっても同様の信用力があると認められる企業を含む)の株式を、平成 18 年 9 月 30 日まで買い取る点で、金融機関にとって利用しやすいものとなっています。

また、銀行等保有株式取得機構の買取り実績は、第 1 回(2 月 15 日から 4 月 26 日)の期間中に、1,301 億円となっています。主要行からのヒアリングによれば、2 月 15 日から 3 月末までに株式市場の価格形成に影響を与えるような形で行われた株式処分のうち、4 割が機構に売却されていることから、年度末にかけての銀行による株式処分が著しい変動をもたらすことを回避する上で、一定の効果を発揮したと考えられます。

一方、第 1 回及び第 2 回(5 月 17 日から 11 月 1 日)の買取り期間における合計買取り額は 1,496 億円にとどまっており、十分な効果を発揮していないという指摘もあります。機構の株式買取りは会員からの申し込みに応じて行うものであり、会員が機構に株式をどの程度売却するかは、会員個々の経営判断により決まるものです。従って、機構の買取り規模そのものについて評価を加えることは難しい面がありますが、主要行からのヒアリングによれば、株式市場が低迷していることにより、銀行の株式売却全体が低調に推移していることが、機構の株式買取り規模の低下の一因と考えられます。

この点に関して、例えば、機構への株式売却額の8%を機構に納付するという売却時拠出金の存在が、会員の機構への株式売却を妨げる要因になっているという指摘があります。しかしながら、売却時拠出金は、万一機構に損失が生じた場合に、それが極力国民負担につながらないようにするために採られた措置であることに留意する必要があります。

このように、当該政策の主たる施策であり、13 事務年度当初の目標である銀行等の株式保有の制限等に関する制度整備及び株式買取スキームの創設は達成されましたが、今後は、銀行等の株式放出を円滑に進めるという考えに沿って、有効性等の観点を踏まえ、適切に対応する必要があると考えます。

3 . 今後の課題

12月12日に「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律」が成立したことから、その速やかな施行のため、政省令改正等の作業を行う必要があります。

本政策は、法律の制定をもって完了したわけではなく、上記改正法の施行等を踏まえ、その運用等も見直していく必要があります。

4 . 当該政策に係る端的な結論

当該政策の主たる施策である銀行等の株式保有制限に関する制度整備及び株式買取スキームの創設については達成されました。ただし、本政策は法律の制定をもって完了したわけではなく、上記改正法の施行等を踏まえ、その運用等も見直していく必要があり、今後は、制度を取り巻く動向に注視するとともに、銀行等の株式放出を円滑に進めるという趣旨に沿って、有効性等の観点を踏まえ、適切に対応してまいります。

政策 1 - 3 金融機関の健全性確保に向けた適切な対応

1. 政策の目標

金融機関の健全性の確保を通じて、揺るぎない金融システム等の構築及び預金者等の保護等を図るため、適時・適切な早期是正措置の発動等を行なう。

(説明)

平成 10 年 4 月に導入された早期是正措置は、自己資本比率という客観的な基準に基づき、予め定めた是正措置命令を発動するものです。これにより、金融機関の経営状況を客観的な指標で捉え、適時に是正措置を講じることにより、金融機関経営の健全性確保と経営破綻の未然防止を図ることなどが期待されます。

また、同様に、証券会社の財務の健全性を示す指標として、自己資本規制比率があり、保険会社の経営の健全性を判断するための基準として、ソルベンシー・マージン比率があります。

2. 平成 13 事務年度における事務運営についての評価

是正措置の対象となった金融機関の多くは、命令に基づき、資本増強計画の提出及び実行、配当及び役員賞与の抑制等の是正措置を行い、健全性を回復しました。また、早期是正措置の枠組みの下で、発動対象となっていない金融機関についても、増資及びリストラなどにより健全化に向けた努力が促されています。

3. 今後の課題

現在の厳しい経済環境に加え、流動性預金を除く預金等全額保護の特例措置の終了もあり、金融機関の経営のより一層の健全性の確保に向けて、行政面における取組みの一層の充実に努める必要があります。

4. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、現在の厳しい経済環境に加え、流動性預金を除く預金等全額保護の特例措置の終了もあることから、金融機関の経営のより一層の健全性の確保に向けた対応を行ってまいります。

政策 1 - 4 金融再生法と預金保険法の適切な運用

1. 政策の目標

金融機能の安定及びその再生並びに預金者等の保護等を図るため、金融再生法及び預金保険法に基づく金融機関の破綻処理等を行う。

(説明)

金融機関が破綻した場合には、破綻金融機関の有していた決済や融資等の金融機能を維持するなど破綻に伴う混乱を最小限に止めることが重要であり、かつ、預金者の損失及び預金保険の負担を最小限に止めることが重要であることから、破綻金融機関の営業等を救済金融機関に譲渡するなどの方式により、適時・適切な破綻処理をすることが必要となっています。

2. 平成 13 事務年度における事務運営についての評価

破綻した 47 の金融機関については、金融整理管財人の管理の下で、救済金融機関等へ事業譲渡等を行う際に預金保険機構から救済金融機関等に対して資金援助が行われるといった枠組みにより金融仲介機能の維持及び預金者等の保護が図られています。

その際、47 の破綻金融機関のうち、44 機関について、平成 14 年 9 月 30 日までに救済金融機関に事業譲渡が行われました。また、これらの金融機関について、管理を命ずる処分が行われた日から事業譲渡等がなされるまでの平均日数は 179.0 日でした。

このように、破綻処理に際して迅速・円滑な事業譲渡が行われているものと考えます。

3. 今後の課題

金融機関の破綻処理等に関しては、これまでも迅速・円滑な事業譲渡等を行っていますが、平成 14 年 4 月 1 日以降、流動性預金を除く預金等全額保護の特例措置が終了したことから、破綻処理等の一層の迅速化が必要です。

そのため、預金保険機構、整理回収機構、裁判所等の諸機関との緊密な連携に努めてまいります。

4. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後も引き続き破綻処理を適切に行ってまいります。平成 14 年 4 月 1 日以降、流動性預金を除く預金等全額保護の特例措置が終了したことを踏まえ、取組みの一層の充実や改善等に努めてまいります。

政策 1 - 5 ペイオフ解禁への適切な対応

1. 政策の目標

14 年 4 月のペイオフ解禁に備え、国民に預金保険制度の正確な理解の浸透を図るための広報活動を実施する。

(説明)

平成 14 年 4 月 1 日のペイオフ解禁(預金保険の適用が、流動性預金を除き原則に戻り、元本 1,000 万円までとその利息に移行)に向け、預金保険制度に係る誤解や不知による無用の混乱を来たさないよう、同制度の周知徹底を図るための広報活動を、新聞、テレビ、インターネット、パンフレット等の多様な手段を通じて、平成 13 年度末までに重点的に実施することとしました。

2. 平成 13 事務年度における事務運営についての評価

広報活動を行った結果、国民全般における預金保険制度の認知状況がどの程度向上したかについて正確に把握することは困難ですが、例えば、下記の金融広報委員会のアンケート結果からも、一般国民における理解が深まっていることが伺えます。

金融広報委員会のアンケート

実施期間：平成 14 年 6 月 21 日～平成 14 年 7 月 1 日

対象：全国 6,000 世帯(回収率 69.2%)

(結果)

預金保険制度について、

・「内容まで知っている」、「見聞きしたことはある」とする回答が 83.5%に増加した(昨年同時期の調査では 77.1%)

・「まったく知らない」とする回答が 16.2%に減少した(昨年調査では 22.8%)
といった結果となっています。

このように、国民に預金保険制度の正確な理解の浸透が進んでいるものと考えます。

3. 今後の課題

平成 14 年 10 月 25 日に臨時国会に「預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案」が提出され、12 月 11 日に成立しました。

これにより、預金保険制度が変更されることから、同制度に係る誤解や不知による無用の混乱を来たさないよう、同制度の周知徹底を図るための広報活動を、引き続き実施します。

4．当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、「預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律」が成立したことにより、預金保険制度が変更されることから、同制度に係る誤解や不知による無用の混乱を来たさないよう、同制度の周知徹底を図るための広報活動を、引き続き実施します。

政策 1 - 6 専門性の高い深度ある検査の実施

1. 政策の目標

平成 13 検査事務年度基本方針及び基本計画等に基づき、緊急経済対策等に示された不良債権問題の抜本的な解決や、ペイオフ解禁への対応といった課題に重点的に取り組み、厳正で実効性のある検査を実施する。

(説明)

金融システム全体に対する信頼を確立するためには、金融機関に対し厳正で実効性ある検査を実施し、その経営状況を的確に把握する必要があります。平成 13 検査事務年度(13 年 7 月～14 年 6 月)においては、金融を取り巻く現下の情勢を踏まえ、特に、不良債権問題の抜本的解決を図るための対応、ペイオフ解禁への対応、金融環境の変化への対応の三つの課題に重点的に取り組むこととしました。

2. 平成 13 事務年度における事務運営についての評価

不良債権問題の解決に向けた対応として、主要行に対し「年 1 回検査」及びフォローアップ検査を実施したほか、「改革先行プログラム」に基づき特別検査を実施しました。これらの検査、なかんずく特別検査は、主要行における不良債権処理の迅速化に相当の効果を上げるとともに、各行における自己査定の一貫性の向上に寄与したものと考えます。

また、ペイオフ解禁への対応として、預金保険機構と連携しつつ、名寄せのデータ整備状況等の検証を実施しましたが、金融機関に対し当該検証で把握した問題点を指摘することにより、当該金融機関のペイオフ解禁へ向けた取組みを強く促す効果があったものと考えています。

そのほか、金融機関の経営統合に伴い発生したコンピュータシステム・トラブルについては、システム統合リスク検査の実施により迅速に対応しました。

3. 今後の課題

金融システムの安定、預金者・投資家の保護及び金融の円滑を図るため、今後とも金融検査の実施に当たっては、金融を取り巻く時々の情勢を踏まえつつ、適切に対処していく必要があると考えています。

また、平成 14 事務年度における検査の基本方針等は「平成 14 検査事務年度検査基本方針及び基本計画」に掲げていますが、主要銀行グループに対するより実効性・効率性の高い検査の実施、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の適切な運用等の課題に重点的に取り組むこととしています。

4 . 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後とも、金融検査の実施に当たっては、金融を取り巻く時々の情勢を踏まえつつ、厳正で実効性のある検査の実施に努めてまいります。

政策 1 - 7 生命保険をめぐる諸問題への適切な対応

1. 政策の目標

生命保険をめぐる諸問題に適切に対応するため、金融審議会の第二部会から示された「生命保険をめぐる諸問題への対応 今後の進め方 -」を踏まえ、保険会社の財務基盤の充実や保険契約者からの信頼の向上等に資するよう対応を図る。

(説明)

近年の生命保険市場の成熟化やわが国の社会経済環境の変化は、生命保険業に多くの課題を投げかけています。特に、近年の超低金利の継続は、いわゆる「逆ざや」問題を出現させており、不適切な資産運用と相まって生命保険会社の破綻が相次ぎました。こうした厳しい経営環境等を反映して、解約の増加、新規契約の伸び悩みに代表される「生保離れ」等が指摘される中、保険契約者からの信頼の向上が大きな課題となっています。

2. 平成 13 事務年度における事務運営についての評価

生命保険会社の財務基盤の充実を図るため、保険相互会社の社員配当ルールの弾力化を実施しました。これにより全社が定款を変更するなど、各社において、社員自治に基づき、適正な配当及び内部留保水準を定めることができる体制作りが進みました。

ディスクロージャーの改善を図るため、責任準備金及びソルベンシー・マージン比率の内訳の開示等を行い、保険契約者は、より詳細な情報に基づき契約することが可能となりました。

保険会社におけるガバナンスの強化を図るため、以下のような総代会制度の改善を行い、総代会の運営の一層の透明化が図られるようになりました。

(1) 総代の選出に関する考え方の説明書類への記載及び総代会における説明

(2) 総代会の傍聴機会の付与及び議事録のインターネットでの開示、等

このように 13 事務年度に行った各施策は、保険会社の財務基盤の充実や保険契約者からの信頼の向上に寄与しているものと考えます。

3. 今後の課題

各保険会社においては、財務基盤の一層の強化やリスク管理能力の向上等を図りつつ、最適の経営戦略を選択し、着実に実行していくことが、保険契約者等の信頼を向上させる上でも、今後ますます重要な課題となっています。

また、金融庁として、保険会社の経営状況を引き続き注視しつつ、保険会社の経営の安定や保険システム全体に対する信頼性の確保といった観点から、財務基盤の充実やセーフティネットの見直し等の制度整備を適時・適切に進めていくことが重要であると考えています。

4．当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、現下の保険会社を取り巻く状況や取組みの有効性等を踏まえ、セーフティネットの見直し等の制度整備を適時・適切に進めてまいります。

政策 1 - 8 市場ルール・インフラの整備

1. 政策の目標

証券市場の構造改革を進め、個人投資家の積極的な市場参加のために環境整備を図り、証券市場による直接金融の機能を高める。

(説明)

金融庁としては、貯蓄尊重から投資重視への政策の力点の置換えなどを踏まえ、抜本的かつ総合的な証券市場の構造改革を進め、個人投資家の積極的な市場参加を促すための環境整備を図り、証券市場による直接金融の機能を高めることが喫緊の課題であると認識しています。

2. 平成 13 事務年度における事務運営についての評価

(1) 証券市場への信頼向上のためのインフラ整備

「個人投資家の積極的な市場参加のための環境整備」を政策目標に掲げ、13年8月に公表した「証券市場の構造改革プログラム」に盛り込まれた内容について着実に実施し、平成13年度株式分布状況調査(全国証券取引所調)によると、13年度末現在の個人株主数(延べ人数)は、前年度末比136万人増の3,351万人(4.3%増)、個人の株式保有比率(市場価格ベース)は0.2ポイント増の19.7%となっております。

また、プログラムに盛り込まれた施策のうち、「株式の投資単位の引下げの具体化」について、平成13年度中に株式投資単位の引き下げを行った上場会社数は全国上場会社数約2,600社のうち、127社(前年は108社)であり、その取組みの結果、13年度末現在投資単位50万円未満の上場会社は2,057社、前年度比7.4ポイント増の77.2%となり、上記個人株主数の増加に貢献したものと考えます。

しかしながら、13年中の全国証券取引所における株式売買状況を見てみると、売買高は、前年比218億株増の2,179億株(11.1%増)となっているものの、売買代金が、前年比65兆円減の225兆円(22.4%減)となっているなど、実体経済の停滞があるとはいえ、証券市場は依然活力に乏しいものとなっています。この原因としては、投資家が投資しやすい市場の整備が行われていない、市場メカニズムの担い手である発行体企業、仲介機関、市場開設者ひいては市場メカニズム自体について国民の十分な信頼が得られていないといった問題があり、また、市場の安定性や効率性を支えるインフラ面でもさらに整備を進めるべき分野が残っていることなどが考えられます。

空売り規制等の強化については、市場における取引の透明性向上及び「市場への注意喚起」、株券調達コストの見直し、空売りの価格規制の見直しが主たる内容となっていますが、これらの措置は、市場における不公正な取引を防止し、もって公正な価格形成を確保するとの観点から必要と判断し、実施したものです。金融庁としては、今回の空売り規制等の強化が不公正な取引の防止に一定の役割を果たしたと考え

ていますが、引き続き市場において不公正な取引が行われていないかどうか、市場の取引状況等を十分監視してまいります。

なお、空売り規制の強化等が行われた2月下旬以降の株式売買動向を見る限りにおいて、流動性が損なわれたといった事実はないと考えています。

(2) 魅力ある投資信託の実現

13年7月から取引を開始したETFについて、14年3月業種別株価指数等、4月にダウ平均等の外国株指数等を新たに指定し、商品の多様化を図りました。14年6月末現在の信託元本の額は、取引開始時の額(約1,728億円)と比較して約9.8倍の16,941億円となっています。

(3) 証券税制の改革

今回の税制改正においては、株式譲渡益課税の申告分離課税一本化への移行が円滑に行われるよう特定口座制度の導入やみなし取得価額の設定などが行われたほか、譲渡益課税に対する優遇措置の延長や創設が行われたところですが、これらの制度について、一部、適用要件やその仕組みなどが複雑でわかりにくいとの指摘が個人投資家や証券会社などから寄せられたところです。

こうしたご指摘に応え、証券市場への幅広い国民の積極的な参加を実現するため、簡素でわかりやすく、将来にわたり安定的で、投資を優遇する証券税制へと改善していく必要があると考えています。

このように、13事務年度に行った施策は個人投資家の積極的な参加や直接金融の機能強化に寄与したものと考えます。

3. 今後の課題

13年8月に公表した「証券市場の構造改革プログラム」に盛り込まれた内容については着実に実施してきたところですが、实体经济の停滞があるとはいえ、証券市場は依然活力に乏しく、市場機能を中核とした我が国金融システムの将来を担うに十分なものとなっていない状況です。

このような状況を踏まえ14年8月6日に発表した「証券市場の改革促進プログラム」(証券市場の構造改革第二弾)に盛り込まれた、誰もが投資しやすい市場の整備や投資家が安心して投資できる市場の確立などを図るための具体的な施策を、スピード感をもって着実に実施することにより、証券市場が、幅広い投資家の参加する真に厚みのあるものとし、市場機能を中核とした我が国金融システムの中心を担うものとなるよう、証券市場の構造改革を一層推進してまいります。

4．当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、実体経済の停滞があるとはいえ、証券市場は依然活力に乏しく、市場機能を中核とした我が国金融システムの将来を担うに十分なものとなっていない状況です。このような状況を踏まえ、14年8月に「証券市場の改革促進プログラム」を発表し、今年度以降本プログラムを着実に実施していくことにより、証券市場の構造改革を一層推進してまいります。

政策 1 - 9 証券市場等における取引の公正の確保

1. 政策の目標

金庫株の解禁や新たな金融商品の発売等、証券市場における環境変化に的確に対応し、証券市場における投資家の保護及び取引の公正性の確保といった観点から、厳正かつ的確な市場監視及び証券会社等検査を実施する。

犯則の疑いがあるものに対しては徹底した調査を行い、取引の公正を害する行為が認められた場合には厳正に対処する。

検査基本計画に従い検査を実施することに加え、市場の公正性を害すると疑われるような事例等に対し、適宜、機動的な検査を行う。

自主規制機関との連携を図り、株式市場に対する監視活動を通じて特定銘柄における株価の急騰・急落及び、重要事実の発表等に際し、不正が行われていないかを厳正かつ的確に審査する。

(説明)

公正な証券市場を維持していくためには、市場ルールの違反者に対して厳正な処罰を課すことにより、証券市場が適切に運営されているという投資者の信頼感を醸成することが重要です。このため証券取引等の公正を害する悪質な行為の真相を解明し、告発により刑事訴追を求めるため、犯則事件の調査を行っています。

また、市場ルール等の遵守の徹底を図っていくためには、証券市場等の仲介者である証券会社等が市場ルール等に則って行動することが要請されます。このため、証券取引法等の遵守状況を点検するために、証券会社等に対する検査を行っています。

さらに、証券市場では日々膨大な数量の取引が行われ、この中から不公正な取引を時期を失せずに見出すためには、証券市場に関する様々な情報を効果的に収集し、的確に分析することが不可欠です。このため日常的な監視活動として取引審査を行っています。

2. 平成 13 事務年度における事務運営についての評価

犯則事件の調査・告発については、7 件、24 人の告発を行い、虚偽の有価証券報告書提出について、当該会社の監査証明に従事していた公認会計士を初めて告発するに至ったことなど、監視委員会の最も重要な責務の一つである犯則事件の調査を着実に果たしてきていると考えています。

検査については、証券会社等 105 社に対して検査を実施しました。特に E B (他社株券償還特約付社債券)等の新たな金融商品に関する証券会社等の法令遵守状況、営業姿勢について重点的な点検を行い、投資家に誤解をさせるような表示を行った事案について、金融庁長官等に行政処分を求める勧告を 2 件行ったほか、市場の公正性を害すると疑われるような事例等に対する機動的な検査を 4 社実施するなど、効率的・効果的な事務運営に努めました。

取引審査については、合計 392 件の審査を実施しました。その結果、問題が把握され、

更に解明を必要とする事案については、犯則事件の調査担当部門及び証券会社等の検査担当部門に情報を提供し、一層の問題の究明に努めました。これらを通じて証券市場に対する日常的な市場監視は、不公正な取引を未然に防止するための直接的又は間接的な抑止力としても機能していると考えられます。

このように、監視委員会の活動は証券市場等における取引の公正の確保に寄与しているものと考えます。

3．今後の課題

金融技術の発展や市場の国際化になど証券市場の活性化が進み、証券市場を取巻く環境が大きく変化する中で、信頼できる市場への要請がますます高まっているところであり、監視委員会としては、さらに情報収集能力、分析能力の向上を図り、市場における様々な動きに迅速かつ的確に対応し、効果的な証券会社等に対する検査、日常的な市場監視及び犯則事件の調査を実施していくことが不可欠であると考えています。

また、平成 14 年 8 月 6 日に金融庁において、「証券市場の改革促進プログラム」を取りまとめ、そのなかで、「証券市場の公正を歪めるようなディスクロージャー違反に対する監視を強化するとともに、悪質な市場仲介者等に対する検査・調査を充実する。このため、証券取引等監視委員会の人員を含めた体制・機能の強化を図る。」こととしています。

4．当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、金融技術の発展や市場の国際化に加え、証券市場の活性化や構造改革を通じた証券市場を取巻く環境の変化に的確に対応するために、市場監視体制の充実・強化を更に図るなど取組みの充実や改善等を行ってまいります。

政策 1 - 10 投資知識の普及・情報の提供

1. 政策の目標

個人投資家等が自己責任に基づいて主体的に金融商品を選択し、取引が行えることに資するため、金融庁ホームページを活用した金融・証券に関する情報のネットワークの構築や、各種金融関係団体が行う学校教育支援のための事業の紹介を行うなど、個人投資家等への情報の提供等に努める。

(説明)

個人投資家等が自らの判断と責任で金融商品の取引を行うためには、金融商品などについての知識が必要であり、金融庁においても、投資知識の普及・情報の提供の充実を図り、金融商品や金融取引についての国民の理解を増進する必要があると考えます。

2. 平成 13 事務年度における事務運営についての評価

平成 13 事務年度においては、金融庁ホームページを活用した金融・証券に関する情報のネットワークの構築や、各種金融関係団体が行う学校教育支援のための事業の紹介を行う「学校教育支援事業のご紹介」コーナーの新設等金融庁ホームページ上の「消費者情報コーナー」を充実したこともあり、同コーナーの利用件数は、13 年 10 月～14 年 6 月までの月間平均で 5,341 件となり、従前(13 年 1 月～9 月の月間平均 3,900 件)に比べて 36.9% 増加しました。

また、平成 13 年 11 月に開催した投資コンファレンスについては、参加者に対するアンケート調査では、「役に立つと思う」が 79.0%、「理解できた」が 95.7%でした。

このように、国民に対する金融・証券に関する知識の普及や情報の提供の充実に寄与したものと考えます。

3. 今後の課題

平成 14 年 5 月に、内閣府が実施した「証券投資に関する世論調査」によると、学校において金融・証券に関する基本的知識・理解を深めることについて、回答者の 66%の方が必要と答えており、学校教育での金融・証券に関する教育を含む、国民に対する金融・証券に関する知識の普及・啓発活動のより一層の充実が重要な課題であると考えます。

4. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、学校教育を含め国民各層の金融・証券に関する知識の普及に向け、今後より一層の改善・充実を図ってまいります。

政策 2 - 1 証券決済システムの改革

1. 政策の目標

金融審議会答申「21世紀を支える金融の新しい枠組みについて」及び証券決済システム改革ワーキンググループ報告書「21世紀に向けた証券決済改革について」等を踏まえ、関係省庁と連携を図りつつ、証券決済システムの改革を図る法制整備に向けた検討を行う。

(説明)

株式、社債、国債は従来、それぞれ異なる法律に基づき決済が行われ、有価証券ごとに別々の決済機関が存在しています。これら各種有価証券につき統一的、横断的制度を導入することにより、投資の一本化や決済事務の統一が可能となり効率化を図ることができます。また、有価証券の無券面化を可能とすることにより、有価証券の作成・保管に伴うコストの排除が可能となります。

2. 平成13事務年度における事務運営についての評価

13事務年度は、13年6月に成立した「短期社債等の振替に関する法律」を受けて、関係政省令の策定を行ったほか、「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律」が成立したことから、これを受けて関係政省令の規定の整備等を行っているところです。また、市場関係者とともに、社債等振替制度に係るシステム対応、ペーパーレスCP、国債等に関する振替制度の円滑な稼働、統一清算機関の設立等、着実な改革の実施に向けた準備が進められているところです。

このため現時点では成果の発現は予定されていませんが、今後速やかに成果が発現されるよう取り組んでいく必要があります。

3. 今後の課題

「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律」を施行するために、関係政省令の整備を行う必要があります。

また、証券市場の国際競争力の維持・向上のためには、統一的証券決済法制の完成に向けて、株式及び国際間の証券決済に係る制度整備等、証券決済システムの改善を引き続き進めることが必要です。

4. 当該政策に係る端的な結論

現時点では成果の発現は予定されていませんが、13事務年度は、「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律」が成立し、これを受けて関係政省令の規定の整備等を行っているところです。今後も関係政省令の整備を行うとともに、株式及び国際間の証券決済に係る制度整備等、引き続きこれまでの取り組みを進めてまいります。

政策 2 - 2 証券取引法に基づく企業内容等のディスクロージャーの充実

1. 政策の目標

有価証券届出書等の開示書類の電子化を実施するため、証券取引法施行令、関係内閣府令等の改正をし、併せて電子開示システム（E D I N E T）の整備を図る。

（説明）

有価証券報告書等の企業内容の開示制度は、有価証券の投資判断資料の提供という証券取引の根幹を成すものであり、その効率的な運営は公正で透明な証券市場の維持と幅広い投資者の保護のためには必要不可欠なものです。

また、有価証券報告書等の企業内容の開示制度の電子化の推進は、発行体企業における開示手続、投資家等への企業情報の提供等の迅速化・効率化に繋がり、その必要性・公益性は極めて高いものです。

2. 平成 13 事務年度における事務運営についての評価

平成 13 事務年度においては、有価証券届出書・発行登録書・公開買付届出書等の開示書類に関する電子化の適用時期を平成 14 年 6 月からと定め、関係政令・内閣府令等の制定又は改正を行ったほか、システム整備及び機能拡張に取り組んだことにより、それ以後、当該開示書類等に係る電子手続が行われています。

また、平成 13 年 6 月の開示書類電子化の適用開始当初における E D I N E T による開示書類等の提出会社数は、平成 13 年 6 月末で約 500 社であったものの、平成 14 年 8 月末では約 1,500 社に増加しているほか、インターネットを通じた情報公開サーバーへのアクセス件数も平成 14 年 7 月末では 60,000 件を超えるアクセス（平成 13 年 7 月～平成 14 年 8 月の月平均・約 32,000 件）を記録するなど、その状況に鑑みると、ディスクロージャーの充実寄与しているものと考えます。

3. 今後の課題

平成 15 年 6 月までには大量保有報告書等の電子化が予定されているほか、平成 16 年 6 月からの開示書類等の電子媒体による提出の原則義務化を踏まえ、証券取引法関係法令等の整備を随時行っていくとともに、システム面においても、法令改正に伴う対応や利便性の向上等更なる基盤整備を推進する必要があります。

4. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていくほか、平成 16 年 6 月からの開示書類等の電子媒体による提出の原則義務化を踏まえ、更なる基盤整備を推進してまいります。

政策 2 - 3 会計基準の整備・改善

1. 政策の目標

企業の経営の多角化、金融・証券市場のグローバル化、情報技術の進展等に適切に対応し、自己責任原則の下で、投資者に対する適切な情報開示に資するため、国際的な調和の観点等も踏まえ、会計基準及び監査基準の整備・改善を図る。

(説明)

金融技術等の発達に伴い、一層高度かつ複雑な経済取引の拡大が急速に進展しているほか、情報技術等の急速な発展により、大量の資金がより利便性の高い市場を求めて瞬時に国境を超えて移動するようになり、かつ、国外の企業活動・市場・経済の動向と自国における経済活動がより密接に関連するようになっていきます。こうした環境の変化の中で、投資家に対する適切な情報開示に資するため、国際的な調和の観点も踏まえた我が国会計基準の整備・改善を図ることが一層重要となっております。

2. 平成 13 事務年度における事務運営についての評価

平成 13 事務年度は、企業会計審議会において企業結合会計に関する論点整理、監査基準の改訂に関する意見書(平成 15 年 3 月期の財務諸表の決算監査から実施を予定)及び固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書(平成 17 年度から完全実施を予定)を公表しました。平成 14 事務年度は、引き続き、企業結合会計に係る公開草案、中間監査基準の改訂に関する意見書の公表に向け会計基準及び監査基準の整備を行っているところです。

このため現時点では成果の発現は予定されていませんが、今後、速やかに成果が発現されるよう、財務諸表規則の整備等に取り組んでいく必要があります。

3. 今後の課題

企業会計審議会及び(財)財務会計基準機構において会計基準の整備・改善を行う際には、我が国に相応しい会計制度はどうあるべきであるかを踏まえ、経済取引・企業活動の高度化、複雑化、国際化等の急速な変化に対応していきたいと考えます。

4. 当該政策に係る端的な結論

現時点では成果の発現は予定されていませんが、平成 13 事務年度には、企業結合会計に関する論点整理、監査基準の改訂に関する意見書等を公表するなど、会計基準及び監査基準の整備を行っているところです。これらについては、平成 14 事務年度以降に実施に移されることから、今後速やかに成果が発現されるよう、引き続きこれまでの取組みを進めてまいります。

政策 2 - 4 公認会計士監査制度の整備・改善

1. 政策の目標

金融審議会公認会計士制度部会において監査・試験制度の見直しについて検討を進め、その審議結果を踏まえ、公認会計士監査の充実強化等のための諸施策を実施する。

(説明)

公認会計士監査は財務諸表の信頼性を担保するための制度として、適正なディスクロージャーを確保するための重要なインフラストラクチャーであり、公認会計士監査制度の一層の充実・強化及び環境の変化に適合した公認会計士監査制度の整備は非常に重要になってきています。

2. 平成 13 事務年度における事務運営についての評価

13 事務年度は、公認会計士制度部会の下に設置された監査制度ワーキンググループ及び試験制度ワーキンググループにおいて、公認会計士監査制度の充実・強化のための諸施策について討議を行っているところです。

このため現時点では、成果の発現は予定されていませんが、今後速やかに成果が発現されるよう取り組んでいく必要があります。

3. 今後の課題

ワーキンググループにおいて、求められる公認会計士監査制度のあり方についてコンセンサスを得ることが必要であるとの前提のもとに、引き続き幅広い観点から審議をすることが必要であると考えています。

また、金融庁が平成 14 年 8 月に公表しました「証券市場の改革促進プログラム」において、「投資家の信頼が得られる市場の確立」として、米国の不正会計事件をふまえた会計・監査の充実・強化が掲げられ、監査法人等に対する監督の強化、公認会計士のあり方の見直しについて、早急に結論を出すべく審議・検討を行い、公認会計士監査の充実・強化等のための諸施策を実施することにしました。

4. 当該政策に係る端的な結論

現時点では成果の発現は予定されていませんが、平成 13 事務年度は監査制度ワーキンググループ及び試験制度ワーキンググループにおいて、公認会計士監査制度の充実・強化のための諸施策について討議を行いました。平成 14 事務年度は、米国の不正会計事件への対応策等を教訓として、わが国の会計・監査の一層の充実・強化が必要であるとの観点から、審議・検討を継続し、公認会計士監査制度の充実・強化のための諸施策が実施できるよう、引き続きこれまでの取り組みを行います。

政策3 - 1 金融分野における個人情報の保護

1. 政策の目標

金融分野における個人情報保護等について金融審議会にて検討を進め、その審議結果を踏まえ、必要な諸施策を実施する。

(説明)

個人情報一般の保護について規定する「個人情報の保護に関する法律案」(以下「基本法案」)においては、保護の必要性の高い分野について、「保護のため格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする」とされています。

金融分野における個人情報については、その保護の重要性が大きいと考えられることから、金融分野の個人情報保護のあり方について、基本法案の国会での審議状況を注視しつつ検討を進め、必要な諸施策を実施することとしています。

2. 平成13事務年度における事務運営についての評価

13事務年度においては、前事務年度に引き続き金融審議会特別部会において議論を行い、また海外現地調査を行うなど、国会における基本法案の審議状況を注視しつつ検討を行いました。なお、基本法案は第155回国会の会期末をもって廃案とされ、基本法案の政府原案に所要の修正を加えた法案が、次期国会に再提出されることになっています。

金融分野における個人情報の保護に関する制度整備等については、基本法案の国会での審議状況を勘案しつつ検討する必要がある、現時点においてその成果の発現が予定されているものではありません。

3. 今後の課題

金融分野における個人情報の保護に関しては、今後、業態を問わず、個人と金融仲介機関との関わりにおいて、個人情報の取扱いが重要な論点になるものと考えられます。従って、基本法案の審議状況を勘案しつつ、金融分野における個人情報の取扱いについて、引き続き検討していくことが必要です。

4. 当該政策に係る端的な結論

現時点においては成果の発現は予定されていませんが、13事務年度においては、国会における基本法案の審議状況を注視しつつ、金融審議会特別部会における議論や海外現地調査の実施など政策の達成に向け検討を行っており、今後も基本法案の審議状況を勘案しながら検討を進めてまいります。

政策3 - 2 預金者、保険契約者、投資者等の保護

1. 政策の目標

預金者、保険契約者、投資者等の保護に資するため、適時・適切な行政処分の実施などを行なう。

(説明)

預金者、保険契約者、投資家等を保護するためには、金融機関等に対し、業務に関連する諸法令等を遵守させることにより、業務運営の適切性、健全性の確保を図ることが必要です。このため、金融庁では、立入検査、報告の徴求等により事実関係を把握し、法令違反等の事実が確認された場合には、業務改善命令・業務停止命令の行政処分を行う等により、法令遵守を促しています。

2. 平成13事務年度における事務運営についての評価

(1) 預金取扱金融機関

行政処分を受けた金融機関においては、法令遵守態勢に係る組織体制の見直しや、内部管理体制の強化に向けた取組みが行われました。

しかしながら、今後とも金融機関に対し、法令遵守の一層の徹底を図るため、法令違反等に対し厳正に対処することが必要と考えています。

(2) 保険会社

行政処分を受けた保険会社においては、法令等遵守に係る組織体制の独立性確保や内部監査態勢の充実・強化、保険の募集・契約にかかる点検・確認態勢の整備といった取組みが行われました。

しかしながら、保険商品が多様化している中で、今後とも、保険契約者保護の観点から、法令違反等に厳正に対処することが必要と考えています。

(3) 証券会社

行政処分を受けた証券会社においては、社内規程の整備、各種研修の実施、法令等遵守部門や検査部門の機能強化等、業務運営の適切性の向上に向けた取組みが行われました。

しかしながら、多様な投資家の幅広い市場参加を促す観点から投資者の保護、市場の公正性の確保が強く求められているところであり、法令遵守の一層の徹底を図るため、法令違反行為に対しては、引き続き厳正な行政処分を行っていく必要があると考えています。

なお、個人投資家の証券市場に対する信頼を確固たるものとするため、市場監視機能の強化を図ることが必要となっています。

(4) 貸金業者等

業務停止を命ずる処分を受けた貸金業者においては、社員研修の実施、内部検査の強化といった取組みが行われ、法令遵守向上に向けた体制が整備されました。

しかしながら、貸金業者に関する監督部局（都道府県及び各財務局）への苦情は平成13年度には48千件に達しています。また、高金利等の法令違反による捜査当局の検挙件数も増加傾向にあることから、今後とも法令に基づき、法令違反行為が確認された場合には厳正な行政処分を行うこととしたいと考えています。

また、商品券等の発行者においては、平成14年9月末現在では商品券等購入者による使用促進により、商品券等の未使用残高が減少し、法定供託義務の不履行状態は解消し、購入者保護上の問題も解消されました。

しかしながら、平成13年度のデフレ状況下において、発行者の破産から発行保証金の還付手続きを行った事例が5社発生する等、問題のある発行者が増加傾向にあるので、適切な行政処分等を行うことにより、今後も購入者保護を図ってまいりたいと考えています。

このように、立入検査、報告の徴求等により法令遵守態勢等に問題が認められたものや空売り規制違反や、契約書面未交付等の法令違反等が認められたものに対して、厳正な行政処分を行うことなどにより、法令遵守を促しており、預金者、保険契約者、個人投資家等の保護が図られているものと考えます。

3．今後の課題

金融取引が高度化・複雑化し、また、市場の変動が激しい中で、金融機関等による法令違反等は、今後様々な形で行われるおそれもあるので、立入検査等を的確に実施し実態把握に努めた上で、厳正な行政処分を行う必要があります。

4．当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、立入検査等を的確に実施し実態把握に努めた上で、厳正な行政処分を行うなどにより業務運営の適切性等を確保し、預金者、保険契約者、個人投資家等の保護に努めてまいります。

政策 4 - 1 透明・公正なルールの整備

1. 政策の目標

金融審議会を適切に運用すること等により、ルール整備等の方向性を検討・調整するとともに、審議内容の一層の公開を進めることによりその議論の透明性を確保する。

また、適切な法令審査・法令解釈の実施により、金融庁所管法令の制定改廃等に当たり、透明・公正さを確保する。

(説明)

金融審議会は、国内金融等に関する重要事項の調査審議等をつかさどる内閣総理大臣、金融庁長官及び財務大臣の諮問機関として設置されています。

金融行政に係る適切な判断及び信頼醸成にあたっては、本審議会の適切な運用が重要です。

また、金融庁所管法令の制定・改廃を行う際には、その適切さを確保するため、事前に、法令担当部署に対して第三者的な立場にある審査担当部署において、確実なチェックを行うこととしています。

2. 平成 13 事務年度における事務運営についての評価

平成13事務年度においては、国内金融等に関するルール整備等の方向性の検討・調整にあたり金融審議会を機動的に開催したことから（第一部会 3 回開催、第二部会 3 回開催、特別部会 1 回開催、金利調整分科会 1 回開催等）、審議会を適切かつ積極的に活用できたものと考えます。

また、審議会の議事は原則公開としており、また金融庁ホームページの金融審議会関連ページへのアクセスも 13 事務年度において月平均で約 3,920 件に上っていることから（金融審議会が現在の体制となった平成 13 年 1 月以降同年 6 月までのアクセス数は月平均で約 3,450 件）、審議会の議論の透明性は相当程度確保されたものと考えます。

法令審査に関しては、法令の一貫性や規定の明確化・表記の統一化に配慮した審査の実施、原則としてパブリックコメント前からの審査の実施など、政省令の策定過程における透明性・公正性の確保に努めました。

このように 13 事務年度に行った各施策は、透明・公正なルール整備の確保に寄与しているものと考えます。

3. 今後の課題

今後とも、金融審議会においては、金融に関する国内外の環境の急激な変化に応じた適切な制度改革等の実施のため、十分かつ迅速な審議が必要とされることが想定されますが、その際には、従来にも増して審議会の効率的な審議・運営に努める必要があります。

一方、法令審査については、一層早い段階から担当部局の動向を把握することにより十分な審査時間を確保すること、担当部局との情報・意見の交換を綿密に行い連携の取れた

審査体制を確立することの2点に特に留意し、引き続き着実な法令審査を実施していく必要があります。

4．当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、今後も、金融に関する国内外の急激な変化に応じた制度改革等に対応した金融審議会の効率的な審議・運営や、金融をめぐる様々な制度改革に対応した法令審査体制の確立に努めてまいります。

政策 4 - 2 金融行政にかかる広報の充実

1. 政策の目標

金融庁の情報発信については内外ともに一層の充実を図る。特に報道発表資料等の英語の推進など英文ホームページの内容の改善により、海外向け広報の充実に努める。

(説明)

金融庁の行う行政は、国民経済にとって極めて重要な意義を有しているとともに、広く国民生活全般にかかわるものです。特に金融は、「市場」と「信用」を基礎とするものだけに、タイムリーかつ正確な情報発信によって適切な理解を得ることが行政運営上、不可欠です。特に近年、金融のグローバル化の進展に伴い日本の金融及びその行政に対する海外の関心も高まり、海外向けの広報活動の重要性が増しています。

2. 平成 13 事務年度における事務運営についての評価

ホームページの拡充状況については、ペイオフ関連コーナー等の新設や新着情報の自動配信サービスの開始など、内容面・機能面ともに充実を行いました。

その効果もあり、金融庁和文ホームページの利用件数については、13 事務年度（13 年 7 月～14 年 6 月）は月間平均 196,557 件であり、前事務年度（12 年 7 月～13 年 6 月）の月間平均 136,561 件に比べて 43.9%増加しています。また、英文ホームページについては、月間平均 7,238 件であり、前事務年度（12 年 7 月～13 年 6 月）の月間平均 5,101 件に比べて 41.9%増加しています。

さらにこれら金融庁からの情報発信だけでなく、独自のメールアドレスをホームページ上に公開し、内外からの意見を受けられるようにしています。

また、ホームページを活用した広報を実施することで、利用者にとって時間的な制約を受けずに膨大な情報を利用することが可能となり、他方、提供側としてもコスト面でより効率的に、かつ、タイムリーに情報提供を行うことが可能となっています。

このように、13 事務年度に行った施策は金融行政に関する内外の理解の促進に貢献しているものと考えます。

3. 今後の課題

金融庁ホームページについては、より見やすく分かりやすいホームページを目指してフロントページ及び掲載内容等の改良に努めてまいります。

特に英文ホームページについては、更なる利用の促進を図るため、引き続き海外に対して積極的に情報提供等を行うなど、海外向け広報活動の一層の充実を図ることが重要な課題であると考えています。

4 . 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、内外からの金融行政に関する理解の一層の促進を図るため、より見やすく分かりやすいホームページを目指し、掲載内容の改良に努めてまいります。

政策4 - 3 検査マニュアルの整備・公表

1. 政策の目標

公正で透明性の高い検査のための制度整備として、投資信託業者及び投資顧問業者に係る検査マニュアルの整備を行う。

(説明)

金融検査のためのマニュアルを整備・公表することは、監督当局の検査・監督機能の一層の向上及び透明な行政の確立に資するだけでなく、金融機関の自己責任に基づく経営を促し、もって金融行政全体に対する信頼の確立につながるものと考えられます。このような考え方にに基づき、投資信託委託業者、投資顧問業者等に係る検査マニュアルを整備することとしました。また、上記目標には明記されていませんが、中小・零細企業等の経営実態の把握の向上による適切な検査の運用を確保する観点から、現行の預金等受入金融機関に係る金融検査マニュアルの解説及び具体的な適用事例を作成し、マニュアル別冊として公表することとしました。

2. 平成13事務年度における事務運営についての評価

平成13事務年度においては、公正で透明性の高い検査のための制度整備の一環として、「投資信託委託業者・投資法人・投資顧問業者に係る検査マニュアル」を整備・公表しました。このほか、中小・零細企業等の経営実態の把握の向上による適切かつきめ細かい検査の運用を確保する観点から、「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」を作成し、公表しました。

「投資信託委託業者・投資法人・投資顧問業者に係る検査マニュアル」については、平成14年10月から適用を開始しておりますが、このマニュアルを検査の現場で活用するとともに、今後、投資信託委託業者、投資顧問業者等が、このマニュアルに則して自己責任に基づく経営を行うことが期待されます。一方、「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」については、公表後直ちに検査の現場での利用を開始しておりますが、今後、このマニュアル別冊が、中小・零細企業等の経営実態の的確な把握に資するとともに、貸し手と借り手が共通の認識を持つことを通じて、金融機関における円滑な金融仲介機能を確保することにつながることを期待されます。

これまでも、検査・監督機能の一層の向上や透明な行政の確立を図るとともに、公正で透明性の高い検査を実施するための制度整備を図る観点から、各種検査マニュアルを整備してきましたが、上記のように、13事務年度の目標である「投資信託委託業者・投資法人・投資顧問業者に係る検査マニュアル」の整備・公表については達成されました。

3. 今後の課題

今後とも、金融機関の業務の実態等を踏まえつつ、必要に応じマニュアルの整備を図っていく必要があると考えています。

平成 14 事務年度において、持株会社方式による経営統合の進展や主要銀行グループ通年・専担検査の導入を踏まえ、金融持株会社に係る検査マニュアルを整備・公表することとしました。また、金融機関等の経営統合の進展によるシステム統合リスクの拡大などに、よりの確に対応するための検査マニュアル別冊（チェックリスト）を作成することとしました。

4．当該政策に係る端的な結論

当該政策の主たる施策である「投資信託委託業者・投資法人・投資顧問業者に係る検査マニュアル」及び「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」の整備・公表については達成されました。ただし、本政策はこれらマニュアルの整備・公表をもって完了したわけではなく、今後とも、金融機関の業務の実態等を踏まえつつ、必要に応じマニュアルの整備を図っていくなど、これまでの取組みを進めてまいります。

政策 4 - 4 効率的で有効性の高い監督行政の実施

1. 政策の目標

金融機関をとりまく様々なリスクが高まる中、オフサイト・モニタリングにより、金融機関の経営の健全性の状況を継続的に把握することの重要性が高まっているため、モニタリングの対象先の拡大やモニタリングシステムの整備を行う。

(説明)

監督当局としては、検査と検査の間においても金融機関の健全性に係る問題を早期に発見し、改善のための働きかけを行うことが重要であることから、金融機関に対し、継続的に財務会計情報及びリスク情報等について報告を求め、金融機関の経営の健全性の状況を常時把握しています。また、金融機関から徴求した各種の情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行うとともに、分析結果の金融機関への還元及びヒアリングなどを通じ、経営の健全性の確保に向けた自主的な取組みを促しています。

2. 平成 13 事務年度における事務運営についての評価

オフサイト・モニタリング業務においては、従来の財務会計情報に加え、リスク情報の徴求・分析が全業態について可能となる等の進展が見られています。また、これらの情報の分析結果の金融機関への還元及びヒアリング等を通じて、金融機関の経営の健全性の確保に向けた自主的な取組みを促すための働きかけが、監督行政上定着しています。

平成 13 事務年度においては、システム面でも、リスク情報の分析が全業態 1,256 先について可能となったほか、各金融機関から電子媒体で提出される情報について、入力機能の改善等が図られ、よりタイムリーなデータ入力及び活用が可能となりました。

このように、監督業務の効率化や有効性の向上が進んでいるものと考えます。

3. 今後の課題

現下の厳しい経済情勢や金融機関の業務の多様化、さらには流動性預金を除く預金等全額保護の特例措置の終了といった金融環境の変化を踏まえれば、今後、金融機関の健全性について、より迅速かつ多角的に把握し、改善を促していくための取組みが必要であると考えられます。

また、限られた人員・予算の下で、モニタリング業務の多様化、高度化に迅速に対応していくためには、金融機関からの報告・分析の対象となる情報の処理をコンピューター・システムで効率的に行うことが不可欠です。

4．当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、現在の厳しい経済情勢や流動性預金を除く預金等全額保護の特例措置の終了といった金融環境の変化を踏まえれば、今後も、金融機関の健全性について迅速かつ多角的に把握し、改善を促していくための取組みを継続していくことが必要と考えます。

政策 5 - 1 職員に対する専門的研修の実施

1. 政策の目標

金融庁の任務の的確な遂行に資するため研修を充実し、専門知識を有する職員の育成を図る観点から、必要な研修コースを設定し、適切な研修を実施する。

(説明)

金融を取り巻く環境は情報通信技術の発展等により、更に高度化、複雑化、国際化等が進展してきており、金融機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、証券投資者等の保護、金融の円滑化を図り、金融庁の任務の的確な遂行に資するため、専門知識を有する職員の育成を図ることの必要性が高まっています。

2. 平成 13 事務年度における事務運営についての評価

平成 13 事務年度においては、庁内各局からの意見聴取の結果等を踏まえ、リスク管理研修を新設するなど、専門研修を中心とした研修計画を策定するとともに、職能レベルに応じた研修を実施しました。

また、当初計画 36 コースのうち実施出来なかった研修が一部あったものの、短期セミナーなど必要に応じて追加で研修を実施した結果、コース数は平成 12 事務年度の 23 コースから 36 コースに大幅に増加するとともに、受講者数も 843 名から 1,163 名に増加しました。

このように、当庁のニーズに応じた実践的な研修を計画し、また研修の実施にあたっては柔軟な対応に努めたところです。

この結果、研修後に実施したアンケートにおいても、概ね 9 割以上の研修生が受講後の感想として「全般的にみて良かった。」としており、同様に「今後の業務を遂行するうえで効果がある。」と回答していることから、職員の専門知識の育成に役立っているものと考えます。

3. 今後の課題

今後も金融業務の高度化等に的確に対応し得るように研修手法を検討し、効果的かつ効率的な研修実施体制の実現に向けた取組みを進めていくことが重要であると考えています。

4. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、今後も金融環境の変化に的確に対応すべく、引き続き効果的かつ効率的な研修の実施に努めてまいります。

政策 5 - 2 行政実務に即した専門性の高い調査研究の実施

1. 政策の目標

金融の急激な高度化、複雑化に対応するため、金融に関する諸問題について調査研究を行う体制の整備を図り、理論的、学術的観点から行政実務に即した専門性の高い調査研究を実施するとともに、その成果を関係部局にフィードバックする。

(説明)

金融をとりまく環境は情報通信技術の発展等により、更に高度化、複雑化、国際化等が進展してきており、このような金融情勢の変化に的確に対応し、立ち遅れることなく適切な行政運営を確保していくためには、不断に職員の専門性・先見性向上に取り組んでいくことが必要であり、このため行政実務に即した専門性の高い調査研究を行うことが重要となっています。

2. 平成 13 事務年度における事務運営についての評価

平成 13 事務年度は金融研究研修センター発足初年度であり、研究官による研究、特別研究員・専門研究員による研究は論文形式での対外公表には至っていません。なお、研究官による研究は、いずれも中長期の視点から取り組んでおり、最終的な研究成果の取りまとめは平成 15 年度を目処にしているところです。

しかしながら、庁内各課からの調査・研究要請に対しては、研究成果を金融審議会や国際会議への協力等を通じて随時関係部局へフィードバックしました。

このように、研究成果は関係部局の行政実務に一部貢献しているもののより一層の取り組みが必要であると考えます。

3. 今後の課題

今後は、研究成果を積極的に対外公表していくこと、関係部局との相互交流を一層促進すること、及び研究官の拡充等体制整備を進めていくことが必要と考えます。

4. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、研究をより有益・有効性のあるものへと高め、かつ的確に研究成果をフィードバックしていく観点から、対外発信の充実や関係部局との相互交流の一層の促進に努めてまいります。

政策 6 - 1 テロ資金対策の取組みへの積極的な参加

1. 政策の目標

テロ撲滅に向けて、政府一体としてテロ資金対策に取り組むため政府に設置された「テロ資金情報・対策作業部会」における、情報交換の在り方や法整備に関する検討に、積極的に参画する。

(説明)

テロ行為はテロリストが手に入れた資金に支えられていることから、テロ資金対策は国際社会にとって重大な課題となっています。

平成13年9月11日の米国における同時多発テロ後、わが国も、テロ撲滅に向けて、国際社会と協力して政府一体としてテロ資金対策に取り組むテロ資金情報・対策作業部会を設置しており、金融庁としても積極的に参画することとしました。

2. 平成13事務年度における事務運営についての評価

主な施策であるテロ資金対策に関する法整備について、「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」が制定・公布され、また、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の一部改正の議論にも積極的に参画しました。

「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」、同法施行令及び施行規則は平成15年1月6日から施行されますが、同法制度が施行されることによって金融機関等により顧客情報や取引情報が確保され、捜査機関等に対してこれらの情報が利用可能となることは、捜査機関等による資金トレースに資し、テロ行為などの犯罪の抑止、検挙に役立つことが期待されます。また、金融機関等によるこれらの情報の確保が犯罪抑止・検挙に役立つことは、犯罪を行おうとする者に対し、当該金融機関等を犯罪に利用することを予め困難にすることを意味することから、当該金融機関等が犯罪に利用されるリスクを減じることが期待できます。

このように、当該政策の主たる施策であり、13事務年度の目標であるテロ資金対策に関する法整備が行われたところであり、施行後、一定の効果が得られるものと考えます。

3. 今後の課題

テロ資金供与防止条約の受諾等の国際協力の観点から緊急に要請される課題については、所要の国内法制の整備を行ったところであり、今後は、関係法令が適正に運用されるよう注視していきたいと考えています。

4. 当該政策に係る端的な結論

当該政策の主たる施策であるテロ資金対策に関する法整備については達成されました。今後はその履行状態等を注視し、適正な指導・監督等を行ってまいります。

政策 6 - 2 マネー・ローンダリング対策の強化

1. 政策の目標

当庁提供の情報を端緒にして、法執行当局において刑事事件の捜査又は犯則事件の調査が始まることを目標に、

金融機関から、より質の高い届出情報が届け出られるように金融機関に働きかけていく。

法執行当局による提供情報の活用促進を図るため、法執行当局との連絡を強化する。

また、国際的なマネー・ローンダリングの監視体制を強化することを目標に国際的な連携を強化する。

(説明)

マネー・ローンダリングを放置しておく、犯罪収益が将来の犯罪活動や犯罪組織の維持・拡大のために使われたり、事業活動に使われて合法的な経済活動に悪影響を及ぼすおそれがあることから、マネー・ローンダリングを防止する必要があります。

2. 平成 13 事務年度における事務運営についての評価

金融機関を対象とする「疑わしい取引の届出の研修会」を各地で実施することにより、疑わしい取引の発見についての金融機関の意識向上に努めたこともあり、金融機関からの届出件数も増加しており、また、情報の質も一定の向上が見られるところです。また、より有効な情報提供を行うために捜査機関等の法執行当局と有意義な意見交換を行いました。

さらに、国際会議における議論に積極的に参加するなどし、外国の機関と連携して国際的なマネー・ローンダリング監視体制の強化に貢献しました。

このように 13 事務年度に行った各施策は、マネー・ローンダリング対策の強化に貢献しているものと考えます。

3. 今後の課題

より質の高い情報がより多く届け出られるためには、金融機関等が疑わしい取引を的確に発見することが必要であり、疑わしい取引の届出制度について、金融機関等のより深い理解・協力が得られるように意見交換会及び研修会等を通じて積極的な意見交換をしていく必要があると考えます。

また、このような大量の届出の中から捜査に役立つ情報を選んで、迅速かつ的確に捜査機関等に提供して有効に犯罪捜査等に結びつけるためには、金融庁の疑わしい取引に関する情報の整理・分析能力を強化する必要があるとともに、捜査機関等がどのような情報が捜査に役立つと考えているのかを知る必要がありますので、捜査機関等法執行当局との意見交換を積極的に行っていかなければなりません。

4 . 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後も金融機関等からより質の高い情報を得て、犯罪捜査に有益な情報をより多く捜査機関等に提供するため、引き続きこれまでの取組みを進めてまいります。

政策 6 - 3 国際的な金融監督基準及び金融サービス貿易のルール策定への積極的な貢献

1. 政策の目標

自己資本比率に関するバーゼル合意（いわゆる B I S 規制）の見直しの最終案の策定など、国際的なフォーラム等における金融監督基準の策定及び金融サービスの自由化・円滑化に関する国際ルール策定に積極的に貢献する。

（説明）

近年世界各国の経済及び金融システムの相互連関がますます深まる中で、国際的な取組みを通じて、各国の金融システムの安定を図ることは、国際金融システムの安定と発展にとり不可欠であると共に、我が国の金融システムの一層の安定化にも繋がる重要な施策であると考えています。

また、国際的な金融サービス貿易のルール策定を通じて、各国の金融システムの適切かつ秩序ある自由化を促進することは、新興市場国の経済発展に資すると共に、我が国金融機関の海外での事業活動にも好影響をもたらすものであると考えています

2. 平成 13 事務年度における事務運営についての評価

金融庁においては、国際的な金融監督基準・金融サービス貿易のルール策定を検討している、バーゼル銀行監督委員会、I O S C O、I A I S、ジョイント・フォーラム及び W T O 等の各種の国際的なフォーラム等の作業に参加しています。

各フォーラム等におきましては、積極的な提案を行い、議論をリードする一方、例えば I O S C O においては実質的な組織運営に関する意思決定機関である理事会副議長職を当庁幹部が務め全体の組織の意思決定に関与するなど、各フォーラム等におけるルール策定において積極的な貢献を行いました。

3. 今後の課題

我が国は、バーゼル銀行監督委員会、I O S C O、I A I S において各国の実状等を踏まえて策定された各種の基準、原則等が、より適切な環境整備や監督水準の向上に資するものであると考えており、今後も当該作業に一層積極的に貢献していきます。ジョイント・フォーラムにおいては、金融コングロマリットの国際業務の活発化等に適切に対応すべく、各国監督当局の業態横断的な情報交換や連携強化に引き続き積極的に貢献していきます。W T O においては、適切かつ秩序ある金融サービス自由化のためのルール策定を促進すべく、今後もサービス分野の自由化交渉により一層積極的に参加していくことを目指していきます。

4. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果は上がっており、今後も各フォーラム等での議論に積極的に参画して国際的な金融システム安定のためのルール策定に取り組んでまいります。

政策 6 - 4 新興市場国の金融当局に対する技術支援及び我が国との連携強化

1. 政策の目標

アジア、太平洋州諸国を中心とする途上国を対象に規制・監督当局への技術支援や国際機関の実施する技術協力を積極的に取り組み、併せて、途上国の規制・監督当局との連携強化を図る。こうした取り組みを通じて、我が国の金融システムの一層の安定化を図る。

(説明)

開発途上国の持続的な経済発展にとって、健全かつ安定的な金融システムや円滑な金融・資本市場は必要不可欠な基盤です。加えて、金融機関の活動や金融取引の国際化が進展する中で、一国で生じた金融危機が国際金融システム全体の安定性に甚大な影響を及ぼしかねず、開発途上国の金融システムの安定は国際金融システムの安定化に不可欠です。さらに、我が国と緊密な経済関係を有するアジア、太平洋州の新興市場国の金融規制・監督当局に対する技術支援に積極的に取り組み、併せて、これらの国の金融規制・監督当局との連携強化を進めることは、中長期的に、我が国の金融システムの一層の安定化にも資することになります。

2. 平成 13 事務年度における事務運営についての評価

平成 13 事務年度に実施した研修事業は、過去に行った各種調査結果に基づいて企画立案、実施したものであり、新興市場国のニーズに応えるものになっていると考えられます。研修終了後の参加者に対するアンケート調査によれば、参加者の大多数が研修範囲及び内容(専門程度)は適当であると回答するなど、高い評価を受けることができました。

このように、平成 13 事務年度に行った施策は、新興市場国の金融当局に対する技術支援、更には我が国との連携強化に寄与しているものと考えます。

3. 今後の課題

新興市場国の金融システムの安定は、我が国を含めた国際金融システムの安定にとり、ますますその重要性を増すものと考えられ、当該国の金融規制・監督当局への技術支援に引き続き積極的に取り組んでまいります。また、新興市場国の金融市場の更なる発展に対応して研修や調査内容を適切に見直すため、研修参加者へのアンケートや各種調査等に取り組んでまいります。さらに、我が国の厳しい経済・財政事情の中、より一層効率的な技術支援を行うよう努めてまいります。

4. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、アジア、太平洋州の新興市場国の金融市場が更に発展していくことが予想される中、このような状況の変化に応じて、事業内容を適切に見直し、より効率的な技術支援を実施してまいります。